

8・9月の生活目標 『 けんこうなせいかつをしよう 』

○ はやね ○ はやおき ○ あさごはん

お願い・お知らせ

①インターネット等の SNS 使用について

こどもたちがインターネット等によるトラブルに巻き込まれて被害者となったり、気付かないうちに加害者になってしまったりするケースが発生しています。また、無料通信アプリ等の SNS やチャットによる他者とのやりとり・グループづくり等のトラブルも見られます。スマートフォンでのインターネット利用は、家庭以外の場所で行われることも多く、保護者の方の目が届きにくい現状があり、こどもがトラブルに遭遇したり、問題行動があったりした場合でも、保護者の方が把握できない場合が少なくありません。

学校においてもインターネットの使い方等について発達の段階に応じて指導をしていきますが、以下の点について御家庭での確認をお願いいたします。

(1) ペアレンタルコントロールの活用

スマートフォン等の 使用状況を保護者が把握 したり、安全管理 を行ったりする。

(2) フィルタリングの利用

不適切な情報や危険な出会い等を防ぐためには、アクセスを制限できる フィルタリング機能を利用 する。

(3) 家庭でのルールづくり

(使用時間・場所・アクセス先・使用アプリ・個人情報の扱い・誹謗中傷等の行為・SNS 使用状況等)

実社会でやってはいけないことは、インターネット上でもやってはいけないことです。

こどもと一緒に家庭でのルールを作り、成長とともに見直し、確認をしてください。

②ノースマホ・ノーゲームデーについて

「ネット依存」は、こどもの健康被害、学習能力・運動能力の低下、注意力低下による事故、コミュニケーションのトラブル、金銭トラブル、犯罪加害・被害に関するトラブルなどを引き起こす要因となります。

月に1度は、スマートフォンやネット・ゲーム等を使わない日をつくり、この日だけは、テレビやゲーム等をひと休みして、学習や読書、スポーツ、家族のふれ合いの時間等、有効に活用してみたいはいかがでしょうか。

③自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務について

自転車乗車中における交通事故死者の約7割は頭部に致命傷を負っており、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて約2.3倍もあるそうです。

つきましては、お子様や御家族が安全に自転車を利用することができるよう、御協力をお願いいたします。

〔改正法〕道路交通法第63条の11

1 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

④スクールカウンセラーについて

スクールカウンセラーが月に1度配置されています。(4月24日付けて tetoru 配信済)

お子様の教育などスクールカウンセラーに相談したいことがありましたら学校まで御連絡ください。

2学期は、9月5日(金)、10月3日(金)、10月31日(金)、12月5日(金)になります。

9月の主な行事等予定

1日(月)5年生林間学校 給食開始	16日(火)3年生校外学習
2日(火)5年生林間学校	17日(水)児童集会
3日(水)読書タイム 身体測定(あさひ学級、1年生)	19日(金)ふれあいデー
4日(木)身体測定(2~4年生)	22日(月)読み聞かせボランティア クラブ活動
5日(金)身体測定(5・6年生)	24日(水)読書タイム
8日(月)委員会活動 読み聞かせボランティア	4年生不動岡高等学校フィールドワーク
10日(水)読書タイム	25日(木)1年2組校内授業研究会(14時20分下校)
12日(金)6年生芸術鑑賞会事前ワークショップ	26日(金)1・2年生遠足